

松伏町共催等名義使用承認申請の手続きについて

- ① 松伏町の共催等の承認を受けようとする団体は、開催日の1ヶ月前までに松伏町共催等名義使用承認申請書(様式第1号)、団体の規約・会則等、申請事業に係る経費の収支予算書及びその他事業実施に伴う書類を当該事業に係る担当課に提出してください。
- ② 担当課で審査し承認された場合、松伏町共催等名義使用承認・不承認決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知します。
- ③ 承認を受けた団体は、承認内容に変更が生じた場合は、原則として開催日の10日前までに松伏町共催等名義使用変更届出書(様式第3号)を当該事業に係る担当課に提出してください。
- ④ 事業終了後速やかに松伏町共催等結果報告書(様式第5号)及び収支決算書を当該事業に係る担当課に提出してください。

団体の範囲のいずれかに該当し、事業内容がすべて該当する場合は、松伏町の共催等を承認することができます。

団体の範囲

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 公益的な法人又はこれに準ずる団体で次の要件を満たすもの
 - ア 主催者の存在が明確であること
 - イ 規約、会則等の定めがあること
 - ウ 事業遂行能力が十分であると判断されるものであること

事業内容

- (1) 町の行政目的及び公共の福祉に供するものであること
- (2) 政治活動又は宗教活動に関係していないと認められること
- (3) 営利が目的でないと認められること
- (4) 原則として、全町民を対象としたものであること
- (5) 開催又は開設の場所が、公衆衛生及び事故防止について十分な措置が講じられていること
- (6) 公序良俗に反しないこと
- (7) その他社会的非難を受けることがないこと